錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）　Ｑ＆Ａ

本Ｑ＆Ａは、「錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）受入事業者募集要項」の取扱を補足するためのものです。内容は随時更新します。

Ｑ１　専門員の受入れについて

１－１	未来づくり専門員とは。
１－２	地域協力活動とは。
１－３	未来づくり専門員を民間企業等が受入れるメリット・デメリットは。
１－４	専門員を受入れる条件は。
１－５	専門員の要件はあるか。
１－６	一事業者あたり、専門員を何人受入れることができるのか。
１－７	既に１人の専門員を受入れている状態で、追加で１人の専門員の受入れを希望する場合、改めて申込書の提出が必要か。
１－８	専門員の待遇はどのようなものか。
１－９	専門員の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。
１－10	町の審査を通過する前に専門員候補者を探してよいか。
１－11	専門員との契約を任期途中で解除することは可能か。
１－12	この事業はいつまで続くのか。
１－13	募集する専門員に応募条件（年代、スキルなど）をつけてもよいか。

Ｑ２　対象経費について

２－１	どのような経費が対象になるのか。
２－２	活動費として残業代は対象か。
２－３	活動費で購入したものは誰の所有物か。
２－４	自社での研修費は活動費の対象になるのか。
２－５	専門員が関わる受入事業者の営業経費は対象になるのか。
２－６	活動費の対象範囲を教えてください。
２－７	専門員が生活するための住居は。
２－８	活動に必要な車両は。
２－９	委託料の請求はどのように行えばよいか。
２－10	社会保険料や労働保険料などは対象か。

Ｑ３ 専門員の活動について

３－１	専門員が就業外地域協力活動を行いたいと言っているが、実施してもよいか。
３－２	専門員が活動中にけがをした場合、どのように対応すればよいか。
３－３	相談事がある場合、どこに話せばよいか。
３－４	専門員の希望により雇用される受入事業者を変更することは可能か。
３－５	実績報告をするうえでの注意点は。
３－６	既存事業の運営をするための補充人材とならないために、どのような注意事項がありますか。

１　未来づくり専門員（民間企業等受入型）の受入れについて

１－１ 未来づくり専門員とは。

錦江町の地域おこし協力隊は「未来づくり専門員」と呼ばれています。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化などに悩む 地方自治体が都市住民を受入れ委嘱します。農林漁業の応援、住民の生活支援などの『地域協力活動』に従事してもらい、あわせてその地域への定住・定着を図りながら、地域の維持・強化を目指す国（総務省）の取組みです。隊員の任期は概ね１年以上、３年以下です。

１－２　地域協力活動とは。

地域協力活動※1 とは、総務省制定の地域おこし協力隊推進要綱（平成２１年総行応第３８号）に基づき、地域力の維持・強化に資する活動であって公益性を有するものを意味します。

錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）では、専門員は受入事業者に就業し、地域協力活動を行います。受入事業者は「錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）」仕様書の中、２ 委託業務の対象事業を参照のうえ、既存事業ではなく地域協力活動に係る提案してください。

※1　「地域協力活動」の定義

地域おこし協力隊推進要綱（総務省　平成２１年総行応第３８号）より

（前略）

第３ 対象

（中略）

（２）「地域協力活動」

この要綱における「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するものをいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである。

（地域協力活動の例）

・ 地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信 等）

・ 農林水産業従事（農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援 等）

・ 水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動 等）
・ 環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃 等）
・ 住民の生活支援(見守りサービス、通院･買物のサポート、デジタルデバイド対策 等)
・ スポーツ・文化に関する活動（スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行や地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導、文化財の保存・活用 等）
・ 脱炭素地域づくりの推進（地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守 等）
・ その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催 等）
（後略）

１－３　未来づくり専門員を民間企業等が受入れるメリット・デメリットは 。

【メリット】
・ 専門員と連携して、新たな取組や、挑戦を行動に移すきっかけとなります 。
・ 専門員から ヨソモノの視点やアイデアなどを 受けることで 、視野が広がり、新たな事業展開につながる可能性があります。

【デメリット】
・公金を支出するため、支出の根拠資料などを適切に保存、管理していただく必要があります。
・ 専門員との雇用契約や健康保険等への加入は、受入事業者で行っていただきます。

１－４　専門員を受入れる条件は。

次のいずれにも該当することが必要です。

1　以下のいずれか１つ以上に該当する者
①　町内に事務所または事業所等を置く法人
②　町内に住所を置く個人事業主
③　町内で広く活動を展開する法人

2　専門員は 既存事業の運営をするための補充人材ではなく、 新たな取組に挑戦するために必要な人材として雇用すること。
3　専門員の活動内容、研修内容に関して責任を持ち、町内での生活をサポートする担当者を配置し、その担当者は役場からの問い合わせに迅速に対応すること。
※その他諸条件あり

１－５　専門員の要件はあるか。

総務省制定の地域おこし協力隊推進要綱（平成２１年総行応第３８号）に基づくものとします。

主な要件は次のとおりです。

・３大都市圏をはじめとする都市地域等から、錦江町へ住民票を異動すること。

※錦江町内で異動した者及び委嘱前に錦江町へ住民票を異動した者は対象外。

※その他詳細は同要綱をご確認ください。

１－６　一事業者あたり、 専門員を何人受入れることができるのか。

２人まで受入れることが可能です。１人あたり最大３年間の委嘱が可能です 。

専門員の受入れを申請した事業者の子会社または親会社は同一事業者（関連会社）とみなし、親会社と子会社は合計で２人まで専門員を受入れることが可能です。

１－７　既に１人の専門員を受入れている状態で、追加で１人の専門員の受入れを希望する場合、改めて申込書の提出が必要か。

必要です。

追加の１人が担う事業内容等を記載し、「錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）受入申込書（様式第１号）」及び「活動支援事業等提案書（様式第３号）」を作成し 、 提出してください。１人目の受入れ時と同様に審査します 。

１－８　専門員 の待遇はどのようなものか。

専門員は受入事業者と雇用契約を結び、錦江町に住民票を異動したうえで、受入事業者の事業活動に従事します。雇用契約（専門員⇔受入事業者）や委託契約（受入事業者⇔町）の内容については、 事前に十分ご確認ください（専門員は 町の職員ではありません）。

専門員の事業活動への従事は雇用契約及び労働基準法並びに委託契約に沿うものとし、専門員が地域イベント等のボランティア活動への参加、副業、休暇の取得等をする場合には 受入事業者の許可を得てください。

受入事業者は事業活動において隊員と十分な協議ができる環境づくりを心掛けてください。

１－９　専門員の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。

そのまま受入事業者で雇用される他、専門員ご自身で起業する等が考えられます 。

１－１０　町の審査を通過する前に 専門員候補者を探してよいか。

認められません。

１－１１　専門員との契約を任期途中で 解除することは可能か。

もしそのような事態が発生する可能性が発覚した場合は、至急、錦江町産業振興課生産振興チームにご連絡ください 。

１－１２　この事業はいつまで続くのか。

継続的に実施する予定ではありますが、国の施策とも関係してくるため、現時点で具体的な目途（終期）はお答えできません 。

１－１３　募集する隊員に応募条件（年齢や性別など）をつけてもよいか。

原則できません。

ただし、次のような手順で関係者と十分協議を行うことは有効と考えます。

ステップ１　受入事業者として地域に貢献するためにどのような課題があるのかを整理する。

ステップ２　解決すべき課題に対して、専門員とどのような連携を図りたいのか具体的に イメージする。

ステップ３　専門員を受入れる必要性や妥当性を関係者が共有し、サポート体制（活動内容・場所、雇用形態、生活環境など）や役割分担を明確にする。

２　対象経費について

２－１ どのような経費が対象になるのか。

【報償費】※上限３５０万円／年
　受入事業者が負担する基本給、期末手当、各種勤務手当

【上記以外の活動に要する経費 活動費 】 ※上限２００万円／年
　家賃補助、車両費、隊員の活動に有効な研修費及び備品・消耗品費などを対象とします。いずれも、直接、専門員の活動の用に供されるものに限ります。

　詳しくは錦江町産業振興課生産振興チームにおたずねください。

２－２　活動費として残業代は対象か。

　対象とはなりません。

２－３　活動費で購入したものは誰の所有物か。

　原則として専門員個人及び受入事業者に帰属する備品の購入費は対象とはなりません。ただし、事業実施にあたりレンタル（リース）ではなく、購入のほうが経済的、効率的な場合は例外的に購入できる場合もあります。

２－４　自社での研修費は、活動費の対象になるのか。

　対象とはなりません。社外の研修で、専門員の活動申請時の内容のスキルアップにつながるものが対象となります。

２－５　専門員が関わる受入事業者の営業経費は対象になるのか。

　対象とはなりません。営業経費は受入事業者が負担し事業活動を行ってください。

２－６　活動費の対象範囲を教えてください。

　「錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）」仕様書の中、６ 専門員の活動に関する対象経費をご参照ください。

活動費は専門員の地域協力活動のための必要経費として支出するものであり、受入事業者 の既存事業に対し支出することはできません。

活動費としての支出に疑義がある場合は、必ず事前に錦江町産業振興課生産振興チームまでご相談ください。

２－７　専門員が生活するための住居は。

専門員自身で住居を確保（契約）することが基本となりますが、社宅や提携している住宅などがあれば専門員にご紹介してください。

住宅費は、活動費の対象となります。専門員を募集するにあたっても受入事業者で住宅費を助成することは大きなメリットになりますのでご検討ください。

２－８　活動に必要な車両は。

受入事業者で準備していただきます。

活動車両に関する経費として活動費の対象になるのは、活動計画書に記載された車両のうち、専門員活動（私用分は除く）に直接使用したと確認できる次の経費です。

・ガソリン代（上限 20,000 円/月）
・駐車場代
・車両借上代（上限 50,000 円/月）

※　自動車の運転にあたっては、保険の加入条件を十分ご確認ください。また、移動時の始点・ 終点・走行距離を書いた様式（任意）を別途作成して経費の記録としてください。

２－９　委託料の請求はどのように行えばよいか。

【事前の準備】

1　独立した口座を開設してください。

2　専用の帳簿（任意様式）を設け、費用区分に従い整理してください。

【委託料の請求】

1　宛名を「錦江町長 新田　敏郎」とした請求書を町に提出してください。

2　請求者は代表者名となりますが、内容について隊員に確認を行ってください（欄外などに専門員の押印または署名をお願いします）。

3　請求額のわかる根拠資料（写しで可）を添付してください。

【その他】

1　請求にあたっては、 錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）活動月報（別記様

式第４号）を提出している必要があります。
2　請求は 毎月でも、数か月分をまとめてでも構いません。

２－10　社会保険料や労働保険料などは対象か 。

専門員の雇用にあたって受入事業者が負担する社会保険料や労働保険料などは対象経費になります。
なお、専門員の個人負担分は対象経費に含まれません。

３　専門員の活動について

３－１　専門員が就業外地域協力活動を行いたいと言っているが、実施してもよいか。

副業承認規定や就業規則などに基づき受入事業者と専門員で協議のうえ決めてください。
行った地域協力活動に要する経費は、活動費の限度内であれば請求できます。なお、その活動に対する報償費はありません。
なお、地域協力活動ではありませんが、自治会活動などの地域行事などへは、一町民として積極的に参加するよう奨励してください。

３－２　専門員が活動中にけがをした場合、どのように対応すればよいか。

受入事業者による労災保険等で対応してください。

３－３　相談事がある場合、どこに話せばよいか。

専門員、受入事業者ともに、錦江町産業振興課生産振興チームにお気軽にご相談ください。

３－４　隊員の希望により雇用される 受入事業者を変更することは可能か。

変更することはできません。
隊員を退任し、本制度を活用せずに事業主と新たに雇用契約等を締結してください。

３－５　実績報告をするうえでの注意点は。

これまで受入事業者では行ってこなかった新たな取組や挑戦に対して、隊員がどのような係わり方や活動をしたのかできるだけ具体的に記入してください。

内容に不備がある場合は、再提出をお願いする場合があります。

３－６　既存事業の運営をするための補充人材とならないために、どのような注意事項がありますか。

これまでも実施しており、日常的に行うことが必要な業務（以下「日常業務」という。）について、隊員がその業務を経常的に実施することがないように注意してください。

新たな取組を実施するうえで最低限必要な知識や手順を学ぶための一時的な日常業務や臨時的に実施する日常業務はこの限りではありませんが、受入事業者の新たな取組や挑戦を実践的・主体的に行う人材として隊員を受入れてください。